

新型コロナウイルス感染防止のための行動について（教職員）

新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、学内での感染リスクの低減のために、**本学においては授業開始日を約2週間繰り下げる**ことといたしました。

教職員におかれましても**この2週間は健康状態を確認する重要な期間**ですので、日々の生活において感染リスクに備えるとともに、**自分自身が感染源となり、他者に感染させないために**、下記事項に留意して感染症の予防に努めてください。

1. 感染予防の徹底

- (1) 石鹼やアルコール消毒液等による手洗いや正しいマスクの着用を含む咳エチケットを心がけてください。
- (2) 授業が開始されるまでの間、**健康状態の確認（検温等）**を行ってください。
- (3) 自宅やアパート等に滞在をして、**できるだけ外出を控える**ようにしてください。
- (4) どうしても外出する場合は、多数の人が集まるような集団感染が起こりやすい場所や場面を避ける行動をしてください。

- ・ 風通しが悪い場所で集まることを避ける（密閉空間を避ける）
- ・ 着席時は周りの人と間隔をあけて座る（密集場所を避ける）
- ・ 間近で会話や発声をしない（密接場面を避ける）

- (5) 37.5℃以上の発熱が続く、つよいだるさや息苦しさがあるなどの症状があるときは、無理をせず自宅で休養し、教職員は出勤せず特別休暇を取得してください。
- (6) 免疫力を落とさないため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事を心がけてください。

2. 適切な環境の保持

大学としての感染症予防のための対応策は、次のとおりとします。

- (1) 大学の各建物の入り口等にアルコール消毒液を設置します。
- (2) 大学内のトイレにハンドソープを設置します。
- (3) 教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調による温度調節を含めて温度・湿度の管理に努めます。
- (4) 図書館及び食堂では本学学生及び教職員以外の利用を制限します。

3. 学校行事・会議等開催における適切な対応

- (1) 対面での会話を避けるためにメールやウェブ会議等のオンラインを活用し、出張そのものを控えるとともに、会合（行事、私的を含む懇親会等）への参加や感染拡大地域への不要不急の出張は、取り止めてください。
- (2) 学校行事・会議等の必要性をあらためて再確認し、実施の中止、延期や実施方法の変更などを含め、対応を検討します。また、実施する場合は、感染拡大防止の措置をとります。

4. 感染時の適切な対応

- (1) 学生本人が感染した場合については、関係機関と協議のうえ、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業等を速やかに行います。
- (2) 学生本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合については、学校保健安全法第19条に基づき、登校停止の措置をとります。その場合、登校停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。
- (3) 地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの流行の早期の段階において、関係機関と協議の上、臨時休業等を行うこともあります。
- (4) 教職員における感染対策についても、上記と同様に適切に対応します。
- (5) 臨時休業や登校停止を行う場合、学生・教職員本人に不利益が生じないよう配慮します。